

新採用学校事務職員のみなさまへ

不当な「条件付採用期間延長」が行われていませんか？

おかしいな？と思ったら組合へ今すぐ相談を！

勤務お疲れ様です。１０月１日付で皆さん新採用事務職員の「条件付採用期間」が終わり正式に横浜市職員としての任用（地位）を得ました。

地方公務員法の規定により条件付採用期間中の職員は地方公務員としての権利を一部制限されています。万一、市教委当局から不利益な取り扱い（処分）を被っても人事委員会への不服申し立てができません。これは世間一般の雇用契約とくらべて著しく私たち労働者に不利益をもたらす制度です。

かつて横浜市教委はこの「条件付採用期間」の制度を悪用し、新採用者の条件付採用期間を恣意的に延長し、分限免職を強行したことがあります。万一、自分自身が条件付採用期間を延長された、あるいは同期に条件付採用期間を延長された人がいる・・・そんなときには私たち、がくろう神奈川まで相談をしてください（自分の条件付採用期間の取り扱いがどうなったか不明な場合も同様）。

＊横浜市教職員組合（浜教組）に入ってしまった方でも相談対応します。浜教組に相談しても問題解決には全くつながりません。一度、がくろう神奈川へご相談ください。



○連絡先

支部長 宮澤

電話 ５０１－２３９７（鶴見中）

支部書記長 永山

電話 ９４２－８５１０（茅ヶ崎台小）

メール shino3628@gmail.com（QRコードを利用してください）



学校事務職員労働組合神奈川（がくろう神奈川） 横浜支部